

日吉津村産後ケア事業について

産後ケア事業とは、家族等から産後の援助が十分に得られないなど、特に育児支援を必要とする母子を対象に、心身の安定と育児不安の解消を図るために、施設等において母子のケア、育児相談、授乳指導等を提供する事業です。※赤ちゃんの一時預かりとしての利用はできません。

対象者

日吉津村に住所があり、下記の①②にあてはまるお母さんでデイケア、アウトリーチにおいては生後1歳未満のお子様。ショートステイにおいては生後4か月未満のお子様。

- ①産後の体調不良や育児不安等がある方
- ②ご家族等から十分な家事、育児等の援助が受けられない方

※ご利用中に体調不良となった場合は、医療機関の受診をおすすめします。

ケア内容

母親と子が一緒に利用し、母子の体調等にあわせ、下記のサービスを受けることができます。

- ・母体ケア（母体の健康状態等のチェック、乳房ケア、休養等）
- ・乳児ケア（乳児の健康状態、体重、栄養等チェック）
- ・育児相談、授乳指導、沐浴指導

	食事	利用について
母子デイケア（日帰り）	1日1食	あわせて7日（7回）を上限とし無料で利用できます。 ※利用施設決定後のキャンセルについては 利用日前日午前中までにご連絡ください。 キャンセル料がかかる場合があります。
母子ショートステイ（宿泊）	1泊3食 （利用時間による）	
アウトリーチ（訪問） ※おおむね2時間	なし	

※ショートステイ利用時の利用回数のおえ方（8時間を1回とする。利用時間は施設毎に多少前後します。）

利用日数	利用回数	1日目		2日目
		9時	17時	9時
1泊2日	2回		ショートステイ2回 （16時間まで）	
1泊2日	3回	デイケア1回 （8時間まで）	ショートステイ2回 （16時間まで）	



※実施施設の空き状況等により、希望どおりの利用ができない場合があります。

なお、分娩等による施設側の都合により利用が出来なくなる場合もありますのでご承知ください。

利用の際の持ち物

- ・医療保険の資格確認ができるもの（マイナ保険証や資格確認書）
- ・母子健康手帳
- ・各施設の利用において必要となるもの ※各施設のオリエンテーションで詳細をご確認ください。

利用方法

1. 申 請

事前に申請が必要です。妊娠8か月以降※に、日吉津村子育て世代包括支援センター（役場福祉保健課内）に申請してください。保健師がお困りのことをお聞きします。利用する施設は原則1か所をお願いします。

※申請の際には、母子健康手帳が必要です。

※出産退院後すぐに利用される方は、なるべく妊娠中に申請してください。



2. 利用承認

申請受付後、利用承認（不承認）通知書が届きます。（妊娠中に申請された場合は、利用日が確定してから通知書を送付します。）



3. 利 用

施設利用可能時間に合わせ、ご利用ください。2回目以降の利用予約はご自身で行っていただきます。

利用回数を確認するため、次回の利用が決定次第、必ず福祉保健課へ連絡してください。

実施施設

施設名	デイ ケア	ショ ート ステイ	ア ウ ト リ ー チ	所在地・電話番号	対象者
鎌沢マタニティー クリニック	○	○	—	米子市熊党142-7 0859-27-1355	当院で出産された方が対象 生後4か月未満まで可
中曽産科婦人科	○	○	—	米子市西福原4-8-41 0859-22-5360	生後4か月未満まで可
西江助産院	○	○	—	米子市錦海町2-9-6 0859-31-3624	デイケア：1歳未満まで可
母と子の長田産科婦人科 クリニック	○	○	—	米子市上後藤8-5-1 0859-29-3131	生後4か月未満まで可 寝返りをしていないこと
ミオ・ファティリティ・ クリニック	○	○	—	米子市車尾南2-1-1 0859-35-5211	デイケア：1歳未満まで可
産前産後ケアハウス はぐはぐ	○	○	—	米子市上福原2-9-18 0859-57-5351	デイケア：1歳未満まで可
彦名レディスライフ クリニック	—	○	—	米子市彦名町2856-3 0859-29-0159	当院で出産された方が対象 生後1か月まで可
鳥取大学医学部附属病院	○	—	—	米子市西町36-1 0859-38-6913	当院で出産された方が対象 生後2か月頃まで可
一般社団法人 鳥取県助産師会	—	—	○	助産師会所属の助産師	生後1歳未満 （1回につき2時間程度）



【申込み先】日吉津村子育て世代包括支援センター
（日吉津村役場福祉保健課内）
保健師 電話0859-27-5952